

- ドローンによる農薬等空中散布について、機体認証や技能証明などの一定の要件を満たす場合には、国土交通大臣による承認を得ることなく目視外飛行が可能となるよう、2026年3月に、航空法施行規則を改正し、通達を新設した。

## 規制改革の内容

### 措置前

農薬等の空中散布において目視外飛行を行う場合には、国土交通大臣による承認が必要であり、航空局標準マニュアル（空中散布）を活用する場合にあっては、目視内農地と接続する農地の範囲内にて実施する必要がある。

### 措置

航空法施行規則の改正・通達の新設により、機体認証、技能証明の取得など、一定の要件を満たすことで、承認自体が不要となり、その場合、目視外飛行の範囲の制限が適用されない。

### 効果

農薬等の空中散布における目視外飛行が容易に

## 規制改革の概要

### 従前

農薬等の空中散布において目視外飛行を行う場合、事前の承認手続が必要



### 措置

航空法施行規則の改正・通達の新設。  
機体認証や技能証明を得た場合など、**一定の要件を満たすことで承認が不要**となり、目視外飛行による農薬等の空中散布が容易となる。

